

川西市立多田小学校いじめ防止基本方針

川西市立多田小学校
令和5年5月1日 改定

- 1 本校の教育方針
- 2 基本的な考え方

学校教育目標

『自律』自分で考える子 『共生』みんなで考える子 『貢献』みんなと努力する子

法律上のいじめ

- ・一定の人的関係がある
- ・心身の苦痛を感じている
- ・心理的、物理的な影響がある

社会通念上のいじめ

- ・力の差
- ・意図的
- ・継続的

「悪質ないじめ」で誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

いじめは「人として決して許されない行為」であるが、上図に示したように法律上で定められていることから、人としてのかかわりの中で起こり得るもので、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、教育委員会、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組まなければならない。いじめの問題に取り組むためには、まず教職員が「いじめ」について共通理解し、いじめ対応に協働実践することが大切である。上図に示したように、法律上のいじめは広範なものであることを認識し、事案の内容を精査する中で日常のトラブルに起因する事案か、悪質ないじめであると判断できる深刻な事案か、学校が組織としてしっかり見定め対応することが肝要である。しかし、「いじめ」のみならず、「心身の苦痛を感じている」すべての児童への対応を念頭に取り組むことが重要であり、そのうえで、教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」を実践する。

3 学校におけるいじめの防止等の組織、指導体制等

(1) いじめ対応のための組織について

①いじめ防止チームについて

本校では、学校教育目標を実現する組織として平時からいじめ防止チームを置く。日々の学校生活の中で、子どものみならず、教職員、保護者や地域の方々とともに、人と人と

の関係性の構築に関わる「居場所づくり」や「きずなづくり」を推進し、いじめの未然防止や再発防止に向けた取り組みの推進を遂行していく。

いじめ防止チームの構成員

校長・教頭・生活指導担当・同和人権教育部・専科教員・特別支援学級コーディネーター・養護教諭・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー

※状況に合わせてメンバーを追加して行う

②いじめ対応チームについて

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時のいじめ防止チームに、当該児童に関わりの深い教職員等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、早期対応等の実効的な措置を講じる。

(2) 日常の指導体制について（別紙1）

①いじめ防止チームの役割について（未然防止・早期発見・再発防止）

ア いじめを生まない環境づくりの推進

どの子も認められる学級活動や自治活動の中で、自分の考えを表現できることも、他の意見を聴く（相手を受け入れる）ことのできる集団を育てる。

イ 「心身の苦痛を感じている」すべての児童に気づき、その苦しみを取り除く取り組みの推進

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や学期に1回行う生活アンケート（いじめアンケート）の実施及び随時行う個別相談や面談の充実を図る。

ウ 校内研修やOJTの充実

教職員中心の研修、具体的な実践とその交流を行い、率直に意見を出し合える学校風土を醸成するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた情報共有や事例検討会を行う。

エ 規範意識の醸成とリーダーシップによるエンパワメントの推進

自治の力を育てる取り組みを進めるため、高学年を中心とした自治活動等を通じて全校児童への啓発活動を推進する。全校児童が学校の一員として規範意識を醸成し、善いことを実践し悪いことを自制する力を育成する。

②いじめ対応チームの役割について（初期対応・再発防止）

ア いじめ（またはその疑いのある行為等）を認知した際、まずは被害者と思われる児童の安全を確保した上で、拙速な「指導」を行う前に児童の人間関係や周囲の状況等を十分に調査し、そのいじめが重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」で緊急に対応を要する事案であるのか、日常生活のトラブルの延長線上にある比較的軽微な事案な

のか等について判断する。

イ いじめに関する児童を取り巻く背景や、人間関係を整理した後、どのように対応していくか方針を決定する。

ウ いじめ事案の事実関係の調査や、関係児童の人間関係の整理を行う。

エ いじめ事案解決に向けた関係児童に対して指導・説諭・対話を行う。

オ いじめ再発防止についての関係児童・保護者への対応、説明を行う。

カ いじめ事案の関係児童に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力し対応に当たる。

(3) ネット上いじめへの対応（別紙2）

児童一人一人がタブレットを使用する状況となった現在において、インターネットの特殊性やその危険性に関する情報のアップデートを常に図り、教職員の指導力向上を行っていく。

未然防止にはスマートホンをはじめとする情報機器を管理する保護者とともに利用方法のルール化や危険性について啓発することが必要である。

早期発見には、児童自らがSOSを発信し、教職員や保護者がそのサインに気づけるネット上ではない日頃の関係性の充実を図ることが肝要である。また、事案によっては、警察等専門機関と連携し対応していく。

4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態で判断する。

もう1つは「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断をする。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームを母体とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

ア、いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは、少なくとも①、②の2つの要件を満たしていること。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

イ、特に配慮を要する児童への対応について

① 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行う。

② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国籍を有する等の児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童保護者等の外国人児童に関する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援をすること。

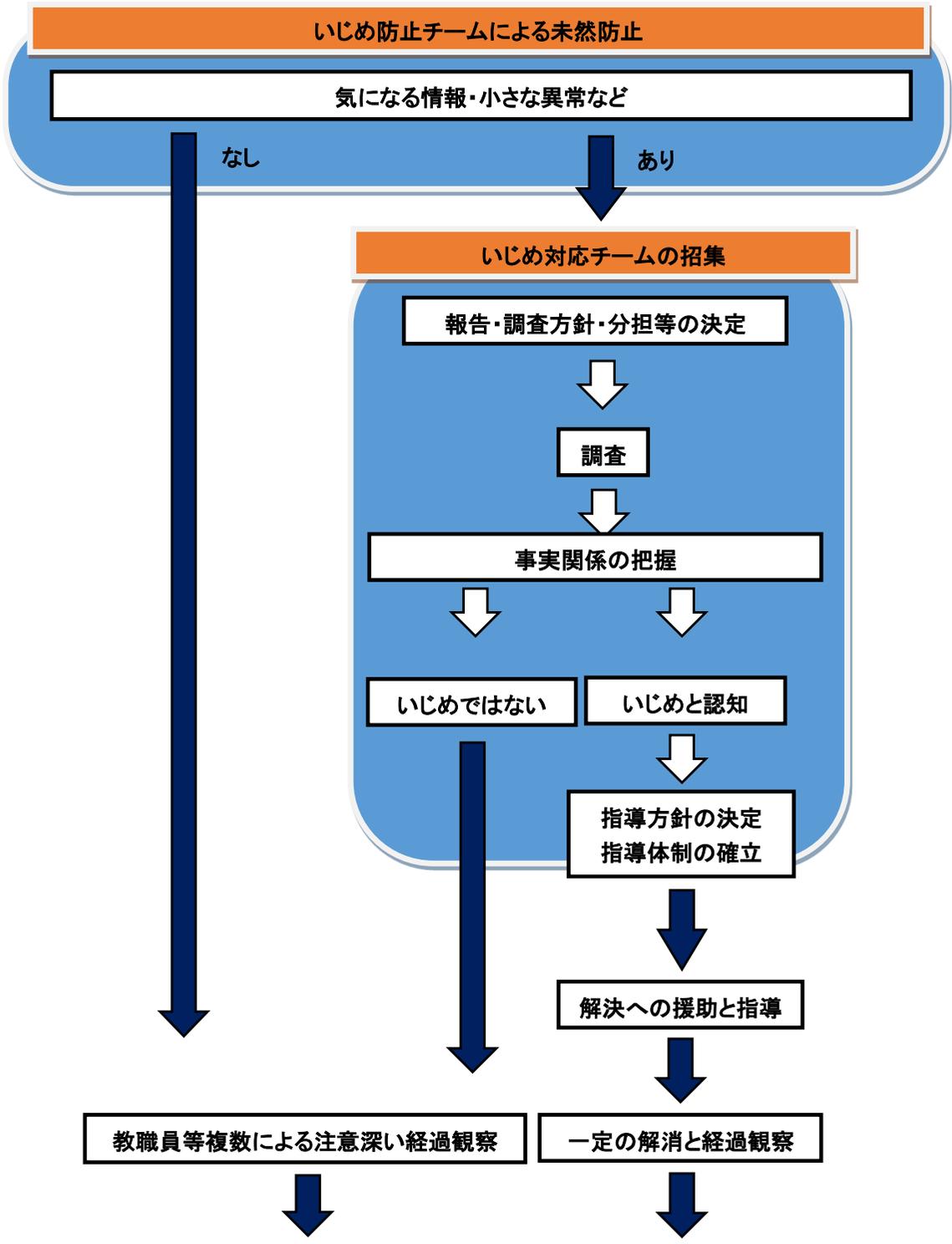
③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を周知する。

④ 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行うこと。

6 その他の事項

いじめ防止については、日々の学校生活においてどのような学校文化が形成されていくかにより、その成果は大きく異なると考える。児童は児童間だけでなく、教職員、保護者や地域の方々ともその関係性を築きつつ学校での生活を送っている。学校は、その日々の取り組みを

広く多様な機会に情報発信し、学校に関わる多くの人々(児童を含む)とその時々状況についてコミュニケーションを図ることが必要である。学校の基本方針については、教職員が主体的にその点検を行い必要に応じて見直す。その際、児童をはじめとした学校に関わる様々な人の意見を取り入れることによりその実効性をより高めていくことに留意する。

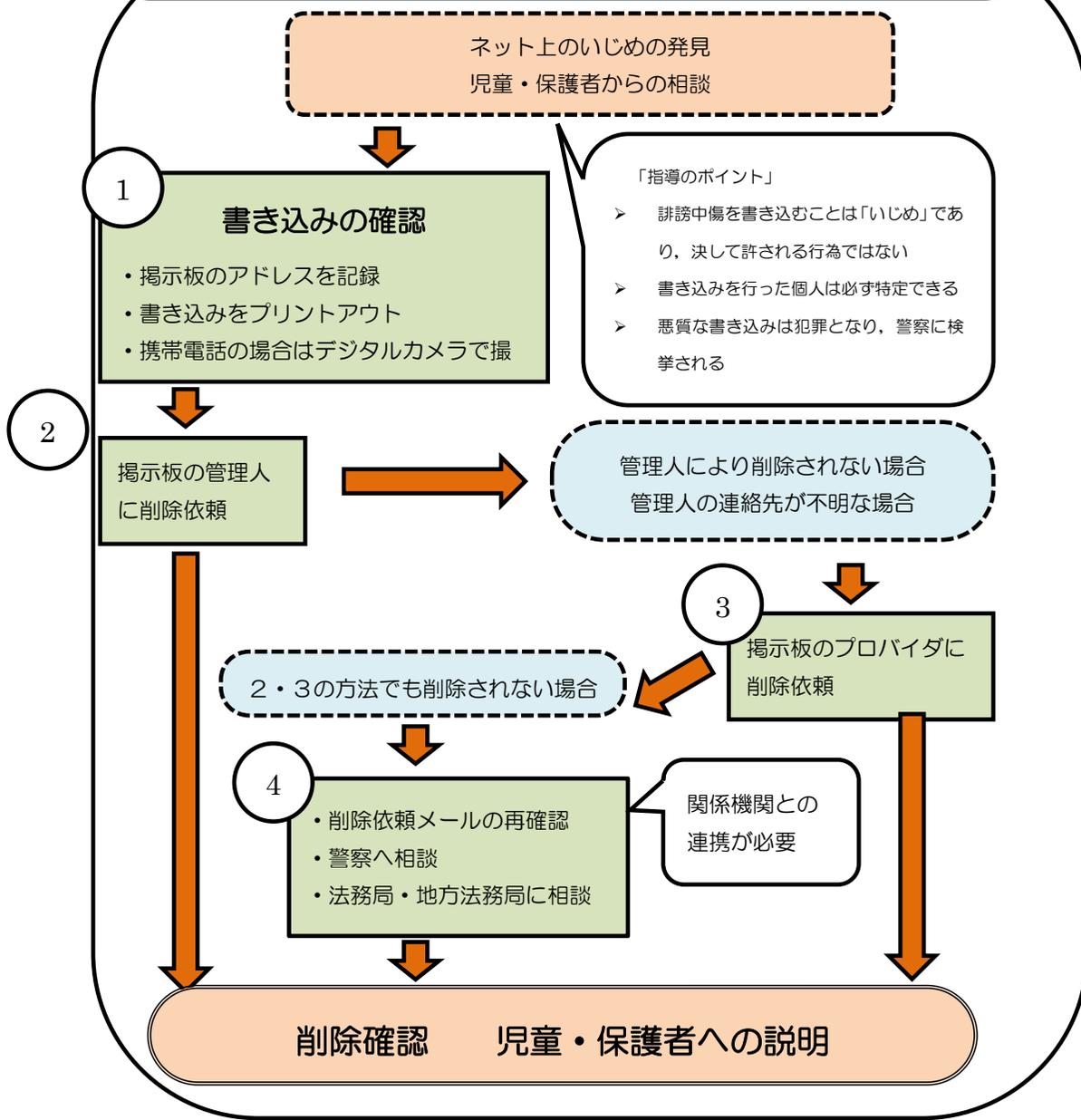


いじめ防止チームによる再発(未然)防止

別紙 2

※ いじめの指導体制について
【ネット上のいじめへの対応】

ネット上の書き込みや画像等への対応手順



■ひょうごっ子 ネットいじめ情報相談窓口

(兵庫県教育委員会) <http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/net/netijime.pdf>

■兵庫県警察サイバー情報発信室

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/cyber/index.htm>

【附則】

令和3年12月24日

策定

令和5年5月1日

改定